



関自貨第1254号の2  
関自監貨第716号の2  
関自保第508号の2  
平成27年2月5日

一般社団法人  
全国物流ネットワーク協会会長 殿

関東運輸局自動車交通部長



自動車監査指導部長



自動車技術安全部長



一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における  
5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置の徹底に  
ついて

標記について、平成27年1月29日付け国自安第215号及び国自貨第66号により、自動車局安全政策課長及び自動車局貨物課長から別添のとおり通達があったので、その旨了知されるとともに貴会傘下会員に対し周知を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

国自安第215号  
国自貨第66号  
平成27年1月29日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における  
5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置の徹底について

標記について、これまで「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」（平成25年3月29日付け国自安第183号、国自貨第146号）及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」の対応について」（平成26年3月26日付け国自安第311号、国自貨第150号）により、対象となる貨物自動車運送事業者等（以下「事業者」という。）に対する適切な対応について通達しているところであるが、運行管理者選任に関する計画書（以下「計画書」という。）の選任計画期間の満了する平成27年4月30日前の最後の運行管理者試験が同年3月1日に実施されることから、運行管理者未選任事業者に対し、下記のとおり対応することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達については、公益社団法人全日本トラック協会に対し、別添のとおり通知したので、その旨了知されたい。

記

1. 運行管理者試験（平成27年3月1日実施予定）までの対応  
運行管理者選任予定者に当該試験を受験させる事業者に対して、試験に向けて万全の準備を期すよう確認及び指導すること。  
また、運行管理者資格者証保有者の雇用見込み事業者に対して、雇用予定について確認し、雇用後は速やかに選任届出を行うよう指導すること。



2. 合格発表（平成27年4月初旬予定）後の対応

当該試験合格の場合、事業者に対して、速やかに運行管理者資格者証の交付申請手続き及び選任届出を行うよう指導すること。

当該試験に不合格の場合は、事業者に対して、必要に応じ公共職業安定所等の利用を案内するなど運行管理者資格者証保有者を雇用し、雇用後は速やかに選任届出を行うよう指導すること。

3. 計画書の選任計画期間満了後（平成27年5月1日以降）の対応

計画書の選任計画期間の満了する平成27年5月1日以降においても、運行管理者の選任がされない場合は、当該事業者に対して監査を実施の上、処分基準に基づき厳正に対処すること。

平成27年5月1日以降  
保有車両数が5両未滿の営業所  
であっても、運行管理者が選任  
されていない場合は、行政処分  
の対象になります！

(参考) 処分基準：運行管理者の未選任…事業停止(30日間)

1. 平成26年第2回運行管理者試験(平成27年3月1日予定)を受験予定の事業者においては、当該試験に向けて万全の準備を期するようお願いいたします。  
また、合格した場合は、速やかに資格者証の交付手続きを、平成27年4月30日までに選任届出を行ってください。

2. 運行管理者資格者証保有者の雇用を予定している事業者においては、確実に雇用し、平成27年4月30日までに選任届出を行ってください。

(注) 専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が5両未滿でも運行管理者を選任する義務はありません。

運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〇〇運輸局〇〇支局 ××担当 電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇